



松戸市心身障害児福祉手当の支払い遅延について

松戸市心身障害児福祉手当（市手当）支払における支払い事務について、令和4年4月25日に支払いすべき手当が、支払い当日の4月25日に銀行からの電話連絡により、支払先の情報が届いていないため支払いができないことが発覚しました。

●松戸市心身障害児福祉手当（市手当）とは

障害児本人が在宅であり、障害児福祉手当を受給していない児童である20歳未満の障害児を扶養している父母または養育者に支払われる市の手当。

＜月 額＞ 身体障害者手帳1級 + 療育手帳^{マルエー}OA・・・1万800円
療育手帳Bの1以上または身体障害者手帳2級以上・・・7千円
身体障害者手帳3・4級・・・6千円

＜振込月＞ 4・8・12月の25日（休日の場合はその前日）

●遅延した対象数と金額

対象者 583人

金 額 1,540万9千円

内 訳 6千円対象者…46人（支給延べ月数182.5カ月分）109万5千円

7千円対象者…532人（支給延べ月数2014ヶ月分）1,409万8千円

1万800円対象者…5人（支給延べ月数20カ月分）21万6千円

※支給対象月は、令和3年12～令和4年3月の4カ月分

※支給条件の途中変更等により、合計額＝金額×対象者ではありません。

●事故の原因

松戸市心身障害児福祉手当（市手当）の担当職員が支払事務を進めていたところ、支出決議票（支出するための伝票）の日付の誤りに気づき修正のため伝票の再作成を行った。本来であれば、システムで支出決議票の再作成を行った場合には、支給対象者の口座情報（データ）を改めて反映しなければならないところ、これを行わなかったことが原因です。



やさシティ、まつど。
matsudo

●事故後の対応

支給対象者全員に対して、4月25日中に支払いが遅延していることへのお詫びと4月26日（火）に各金融機関へ振り込まれることについて、電話連絡をしました。

4月26日（火）9時現在、対象者583人のうち308人の方への電話連絡が完了し、連絡が取れなかった275人の方には書面にてお詫びとご説明をさせていただきます。

なお、4月26日（火）10時現在、各金融機関への振り込みが完了したことは確認が取れています。

●今後の対応策

システム操作を熟知していなかったことも考えられるため、システム操作の再確認を行うと共に、複数人でのチェック体制を徹底してまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市福祉長寿部障害福祉課 ☎047-366-7348

FAX 047-366-7613 ✉ mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp